



# 監査結果報告書

---

平成 29 年度（2017 年度）No.1

---

定期監査（上期）



旭川市監査委員

旭 監 第 22 号  
平成29年6月13日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	笠 木 薫 様
旭 川 市 農 業 委 員 会 会 長	安 友 進 様
旭 川 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	谷 山 翔 二 様

旭 川 市 監 査 委 員	長 谷 川 明 彦
旭 川 市 監 査 委 員	坪 沼 一 成
旭 川 市 監 査 委 員	中 川 明 雄
旭 川 市 監 査 委 員	福 居 秀 雄

### 監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定 期 監 査

1	監査の対象事務	1
2	監査の対象部局及び対象期間	1
3	監査の実施期間	1
4	重要リスク及び監査の着眼点	2
5	監査の方法	3
6	監査の結果	3

# 第 1 定 期 監 査

## 1 監査の対象事務

監査の対象については、リスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の有無、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を勘案し総合的に評価した結果、監査実施の優先度が高いと判断される次の事務とした。

- (1) 支出に関する事務のうち、補助金等交付事務及び旅費（嘱託職員に係る通勤費は除く。）に関する事務。

## 2 監査の対象部局及び対象期間

対象部局	支出に関する事務		対象期間
	補助金等 交付事務	旅 費 に 関する事務	
会 計 課	—	○	平成28年 4月1日 ～ 平成29年 2月28日
防 災 安 全 部	○	○	
消 防 本 部	○	○	
上 下 水 道 部	○	○	
市立旭川病院事務局	—	○	
議 会 事 務 局	—	○	
農業委員会事務局	—	○	
選挙管理委員会事務局	—	○	

注) 対象事務のある部局は「○」、ない部局は「—」で表示。

## 3 監査の実施期間

平成29年4月3日から平成29年5月19日まで

#### 4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

##### ○ 補助金等交付事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性の乏しい事業への交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。</li> <li>・ 補助の効果は確認されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付額や交付時期の誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。</li> <li>・ 補助金等の交付時期は妥当であるか。</li> <li>・ 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象外経費への充当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により確認されているか。</li> <li>・ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</li> </ul>

##### ○ 旅費（嘱託職員に係る通勤費は除く。）に関する事務

重要リスク	監査の着眼点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過大又は過少積算</li> <li>・ 支出漏れや時期の誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費の積算において、運賃・宿泊費・日当等の金額は正確か。また、積算資料は添付されているか。</li> <li>・ 支出負担行為及び支出（支払方法を含む。）に係る手続は、適時、適正に行われているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不経済な経路による積算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか（旭川空港の利用促進を除く。）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 履行の確認不足による精算誤り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要性に乏しい出張等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的・期間・時期・人員等、必要性が明確でない又は乏しい旅費の支出はないか。</li> </ul>

注) 重要リスクとは、対象事務において想定されるリスクで重要度の高いものをいう。

## 5 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査により各種書類の照合、関係職員への質問等、必要な方法を取り監査を実施した。

## 6 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、支出に関する事務について、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘、指導等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

### 会 計 課

特に指摘事項なし。

### 防 災 安 全 部

#### ○ 指摘事項

##### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 実費支給となっている航空運賃については、実際に支払った額を確認する必要があるが、出張命令時の積算とは異なり、内訳金額が示されないパック商品を利用しているものがあつた。このため、実際に支払った航空運賃の額を証することができないにもかかわらず、概算払した額と同額のものとして、旅費の精算額を確定していた。(防災課)

## 消 防 本 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、旭川市職員の旅費に関する条例に規定されている旅費の種類に含まれない国内旅行傷害保険料、有料道路代及び乗務員宿泊代を計上していたことや、同条例に規定されている市長との協議をせずに宿泊料及び日当で規定額を超えて支出していたことにより、1件6,709円の過払いのものがあった。

(市民安心課)

### ○ 意見・要望事項

- ① 旭川市消防職員服務規程では、出張の復命は出張中取り扱った用務の結果を上司に報告しなければならないとされている。この報告に必要な事項としては、出張した事実以外に、会議に参加した場合は相手方や会議内容、研修に参加した場合は研修内容などがあるが、これらが確認できない不十分な復命書が散見されたことから、復命書の作成に当たっては、復命の意義を再認識するとともに、適正な事務処理に努められたい。
- ② 上川地区消防団長会の研修会の参加に伴う旅費の支出に当たり、出張先、用務内容、経路等を消防本部が事務局を担う同会で決定しているが、バスガイドが同行しているほか、出張行程の中に一部公務との関連性に疑問が残るところが見受けられたため、公費として支出する妥当性を再検討した上で、事務局を通じ、主体的に研修会の見直しに向けた提案を行うとともに、その在り方を整理するよう働きかけるなど、必要な措置を講じられたい。

## 上 下 水 道 部

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、復路の旭川空港到着便が欠航となり、新千歳空港到着の振替便に搭乗するとともに、鉄道を利用し旭川駅に帰着したため、概算払により支給していた旭川空港から市内までのバス代が不要となったにもかかわらず、当該バス代を含めて精算したことにより、1件620円の過払いのものがあつた。

(総務課) - 改善済

- ② 旅費の支出において、市内から旭川空港までの往復バス代を1,240円とすべきところ、1,280円と算定を誤ったことにより、1件40円の過払いのものがあつた。

(浄水課) - 改善済

## 市立旭川病院事務局

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、日当の算定日数を誤ったことによる1件1,200円の未払い及び鉄道賃の算定を誤ったことによる2件580円の過払いのものがあつた。

(経営管理課, 教育研修課) - 改善済

## 議 会 事 務 局

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 概算払の旅費の精算において、旭川市会計規則では精算残金がある場合、用務終了後5日(市の休日を除く。)以内に返納することとされているが、正当な理由もなくこの期間内に返納されていないものがあつた。

(総務調査課)

## 農業委員会事務局

特に指摘事項なし。

## 選挙管理委員会事務局

### ○ 指摘事項

#### (1) 支出に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 旅費の支出において、旭川市職員の旅費に関する条例及びその運用に係る通知の規定により、宿泊料を定額によらず、夕食代相当額を調整の上支給しているものがあつたが、この場合に必要な10円未満の端数の切捨てを行わずに支給したことにより、2件18円の過払いとなっていた。 －改善済